

第5 健康で安全な生活の確保

健康長寿社会の実現を目指し、難病・がん・肝炎等の各種疾病対策や予防接種の推進などの感染症対策、健康づくり・生活習慣病の予防等の健康増進対策などを推進する。

また、危険ドラッグなどの対策の強化、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 難病などの各種疾病対策、移植対策 1,525億円(1,481億円)

(1) 難病対策 1,269億円(1,228億円)

① 医療費助成の本格実施(一部社会保障の充実) 1,156億円(1,119億円)

難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

② 国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実【一部新規】 11億円(8.6億円)

「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づき難病患者の社会参加などを推進するため、難病相談支援センターを充実・強化すること等により、難病患者が社会生活を送る上での悩みや不安に関する支援や、難病についての理解を深めるための啓発に取り組む。

③ 難病に関する調査・研究などの推進(一部再掲・46ページ参照) 101億円(101億円)

難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースにより集められた難病患者の情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行う。

(2) 小児慢性特定疾病対策(一部社会保障の充実) 175億円(175億円)

慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

さらに、小児期から成人期への円滑な医療の移行を実施するためのモデル事業を行う。

(3) 各種疾病対策 55億円(55億円)

① エイズ対策の推進(一部再掲・47ページ参照) 45億円(47億円)

HIV 検査・相談について、引き続き、夜間・休日対応など利便性に配慮した体制の整備を進めるとともに、検査の必要性が高い対象者やこれらの対象者の多い地域

への重点化等を図り、効率的・効果的な施策を推進する。

②リウマチ・アレルギー対策などの推進(一部再掲・47ページ参照) 8.5億円(7.1億円)

リウマチ・アレルギー対策の推進のため、治療法の開発や医療の標準化、均てん化に資する研究を推進するとともに、患者やその家族の悩みや不安に対応するため、自治体の相談員を対象に全国ブロックごとに研修会を開催し、相談員の資質の向上を図る。

また、アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月25日施行)に基づき、アレルギー疾患対策基本方針を策定し、総合的な対策を推進する。

③慢性疼痛対策の推進(一部再掲・47ページ参照) 1.3億円(1.2億円)

「慢性の痛みに関する検討会」の報告を踏まえ、慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発を行うとともに、相談事業をはじめ患者に対する痛みの適切な管理・理解の普及、生活の質の向上を図る取組を推進する。

(4)移植対策 32億円(28億円)

①造血幹細胞移植対策の推進 19億円(21億円)

平成26年1月に施行された「造血幹細胞移植法」を踏まえ、造血幹細胞移植に必要な基盤(バンク)の安定的な運営の支援、造血幹細胞移植推進拠点病院の整備、治療成績等のデータ収集・分析を進める。

②臓器移植対策の普及・推進 5.6億円(6.3億円)

脳死下での臓器提供が着実かつ適切に実施されるよう、より多くの国民に臓器移植に関する正確な知識が広がり、自身の意思を表示してもらえよう普及啓発を図るとともに、臓器提供施設の体制整備や負担軽減のための支援を行う。

③移植医療に係るシステムの改修等【一部新規】 5.7億円(4百万円)

医療のICT化に対応するため、医療機関における造血幹細胞の適合検索機能を構築するなど造血幹細胞移植関連情報の一元化を推進するとともに、移植希望者の登録・更新事務や検体保存管理方法、移植実施医療機関への情報提供体制の構築などの課題に対応した臓器移植希望者検索システムの改修を行う。

2 感染症対策

164億円(142億円)

(1)新型インフルエンザ等の感染症対策の強化【一部新規】139億円(118億円)

改正感染症法の完全施行(平成28年4月)に伴い、情報収集・検査体制の強化を

進めるとともに、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、プレパンデミックワクチンの備蓄、特定感染症病床の設備整備、検疫による水際対策等を推進する。

(参考)【平成 27 年度補正予算案】

- **新型インフルエンザ対策の推進** **31億円**
新型インフルエンザ対策を推進するため、抗インフルエンザウイルス薬（小児用のタミフルドライシロップ及び重症患者等に使用するラピアクタ）の備蓄を行う。

(2) 予防接種の推進【一部新規】 **16億円(15億円)**

「予防接種に関する基本的な計画」（平成 26 年 4 月告示）に基づき、より有効かつ安全な予防接種の推進を図るとともに、予防接種副反応報告制度を円滑に運用する。

(3) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進(再掲・46ページ参照) **10億円(10億円)**

ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1) への感染防止及びこれにより発症する成人 T 細胞白血病 (ATL) や HTLV-1 関連脊髄症 (HAM) の診断・治療法等に関する研究について、感染症・がん・難病・母子保健対策関連研究事業が連携することにより、総合的な推進を図る。

3 がん対策、肝炎対策、健康増進対策 **414億円(377億円)**

(1) がん対策 **356億円(318億円)**

「がん対策加速化プラン」に基づき、「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を 3 本の柱として、がん対策を加速化する。

① がんの予防 **187億円(182億円)**

がん検診受診率 50% の目標達成に向けて、行動変容を起こすためのインセンティブ策として、子宮頸がんや乳がんのクーポン券を配布するとともに、精密検査受診率向上のため、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を実施するほか、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨の強化などががん検診受診率向上に向けた更なる取組を実施し、がんの早期発見につなげる。

(参考)【平成 27 年度補正予算案】

○ **がん検診受診率向上に向けた取組の推進**

5億円

がん検診受診率 50%の目標達成に向けて、効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨につなげるため、一定年齢の者に対して、受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等を調査し、状況を把握するとともに、受診に対する関心を喚起する。

②**がんの治療・研究【一部新規】(一部再掲・46ページ参照)**

158億円(129億円)

- ・ 個人のゲノム情報に基づき、より効果的・効率的な診断、治療、予防を行うゲノム医療や、手術療法、放射線療法、化学療法などの最適な組合せ(集学的治療)による標準治療の開発を実現するため、基幹的な機能を有するがん診療連携拠点病院に遺伝カウンセラーや臨床研究コーディネーター(CRC)を配置する。
- ・ 小児・AYA 世代(思春期世代と若年成人世代)のがん患者への対策を強化するため、相談支援体制の充実や長期フォローアップ体制の整備を行う。
- ・ 希少がんについては、患者や専門とする医師・医療機関が少ないため、診断・治療が難しく、情報が少ないという課題があることから、希少がんに関する医療提供体制などを検討するとともに、病理コンサルテーション体制の整備、希少がんに関する情報提供の拡充などを行い、希少がん特有の課題に対応する支援体制を構築する。
- ・ がんの本態解明に基づく革新的ながんの予防・診断・治療法の研究開発を推進するため、難治性がん、小児・AYA 世代のがん、高齢者のがん、希少がん等の研究開発に対する支援を充実させる。

③**がんと共生【一部新規】**

11億円(7.8億円)

「がんと共に生きる」ことを支援するため、関係機関の連携・調整を行う「地域緩和ケア連携調整員」を育成し、地域緩和ケアに関するネットワークを構築するほか、訪問看護ステーションなどに勤務する看護師を対象に、患者に適切な緩和ケアや看護相談を提供できるよう研修を実施することにより、地域における緩和ケアの提供体制を整備する。

(2) **肝炎対策**

186億円(172億円)

①**早期発見・早期治療を促進するための環境整備【一部新規】**

150億円(128億円)

肝炎の早期発見・早期治療を促進するため、肝炎に対する正しい知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査、肝炎患者への医療費の助成及び医療提供体制の確保等を推進する。

特に、肝炎ウイルス検査で陽性と判定されながらも医療機関未受診の者がみられることから、適切な受療につなげるための方策を進める。

ア 肝炎ウイルス陽性者のフォローアップによる重症化予防の推進 18億円(14億円)

肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対し、医療機関への受診勧奨を行うとともに、定期検査費用に対する助成措置を拡充することにより、肝炎等の患者を早期治療に結びつけ、重症化の予防を図る。

イ ウイルス性肝炎に係る医療の推進 104億円(86億円)

B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ 肝炎患者に対する医療費助成 36億円

新たに保険適用されたインターフェロンフリー治療薬を医療費助成に追加し、高齢や合併症等の理由によりインターフェロン治療を見合わせてきた患者や一部の肝硬変患者の受療機会を確保することで、肝硬変・肝がんへの重症化の予防を図る。

ウ 肝疾患診療地域連携体制の強化 5.6億円(6.3億円)

行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした地域連携体制を強化するとともに、肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院の支援体制を強化することにより、質の高い肝疾患の医療提供体制を確立する。

②肝炎治療研究などの強化【一部新規】(一部再掲・47ページ参照) 37億円(44億円)

平成24年度を初年度として策定された「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、肝炎・肝硬変の病態解明と新規治療法の開発を目指した研究、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発を目指した創薬研究及び肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる疫学・行政的研究を推進する。

(3)健康増進対策 33億円(33億円)

①健康づくり・生活習慣病対策の推進 17億円(18億円)

企業・民間団体・自治体相互の連携により、「健康日本21(第二次)」を着実に実施し、健康寿命の延伸、健康格差の縮小等を推進する。

②生活習慣病予防に関する研究などの推進(一部再掲・47ページ参照)

16億円(16億円)

生活習慣病の予防、診断及び治療に係る研究を体系的に実施する。特に、たばこ対策、健康診査等、脳卒中を含む循環器疾患、糖尿病に関する研究を重点的に推進する。

4 健康危機管理対策の推進

3.9億円(4.2億円)

(1)健康安全・危機管理対策総合研究の推進(再掲・47ページ参照)

2.7億円(3億円)

大規模災害やテロリズム等の健康危機管理事案の発生に備えた体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策に関する総合的な研究を推進する。

(2)健康危機管理体制の整備

1.2億円(1.2億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築等を行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

5 危険ドラッグなどの薬物乱用・依存症対策の推進

2.9億円(4億円)

(1)危険ドラッグ対策の推進【一部新規】

1.8億円(3億円)

インターネットやデリバリーなど販売方法が多様化、潜在化する危険ドラッグの根絶に向けて、必要な試験検査体制を確保するとともに、違法薬物の国内流入を阻止するため海外の捜査機関との連携による水際対策の強化等を図る。

(2)薬物などの依存症対策の推進【一部新規】

1.1億円(1億円)

依存症治療を専門的に行っている医療機関を「依存症治療拠点機関」に指定し、依存症者やその家族への専門的な支援や関係機関との連携・調整を試行的に実施するとともに、各拠点機関で得られた知見を評価・検討し、支援体制モデルの確立を目指す。

また、依存症者やその家族に対し、精神保健福祉センターが実施する認知行動療法(※)を用いた治療・回復プログラムについて、必要な経費を助成することにより、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及を図る。

さらに、依存症回復施設職員等に対して、薬物・アルコール・ギャンブルそれぞれの特性を踏まえた研修を実施するほか、精神保健福祉センターで支援に携わる者に対

して、認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等に関する研修を実施する。また、依存症の早期発見・早期治療のため、依存症に関する普及啓発を実施する。

※認知行動療法：ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法

6 食の安全・安心の確保など

120億円(118億円)

(1) 科学技術の進展や国際動向を踏まえた基準策定の推進 11億円(10億円)

①食品添加物・残留農薬等の基準策定の推進【一部新規】 9億円(8.4億円)

残留農薬の基準設定について、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量 (ARfD) (※) を考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、食品添加物のうちの香料について安全性確保のための取組等を進める。さらに、残留農薬や食品添加物について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制を強化する。

※急性参照用量 (ARfD)：ヒトがある物質を 24 時間または、それより短時間の間の経口摂取を行っても、健康に悪影響が生じないとされる体重 1 kg 当たりの摂取量

②食品摂取頻度・摂取量調査の実施【新規】 53百万円

直近の日本人の食品毎の摂取量を反映した基準値の設定に資するよう、その基礎となる食品摂取頻度・摂取量調査を行う。

(2) 事業者の衛生管理と監視・指導の推進 2.4億円(2.4億円)

①食中毒その他国内の監視指導対策の徹底【一部新規】 1.7億円(1.7億円)

近年の大規模化する食中毒事件等、食の安全を脅かす事件の発生防止のため、食中毒細菌の遺伝子検査など地方自治体の監視指導対策を技術的に支援する。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催も見据え、食品安全の一層の推進のため、夏季にピークを迎えるカンピロバクター食中毒対策を強化する。

さらに、E型肝炎ウイルスなど広範地域で散発的に起きるウイルス性食中毒について、早期探知体制を強化する。

②輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進【一部新規】

65百万円(70百万円)

国内食品事業者の衛生水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応して食品の輸出促進につなげるため、HACCP (※) 導入の実証事業や HACCP 普及のための人材育成などの各種施策の実施により、国際標準となっている HACCP の普及を推進する。

※HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

：食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

(3) 検疫所における水際対策等の推進 95億円(93億円)

① 検疫所における感染症の水際対策や輸入食品の安全確保対策の推進

95億円(93億円)

訪日外国人旅行者が増加する中、観光立国施策に対応し、国内への感染症の侵入を水際で防止するため、入国者に対する健康状態の確認や検査等を行う検疫体制を確保する。

また、消費者の需要動向の変化により、食品の少量多品種化が進むなど、引き続き輸入食品の届出件数が増加する中で、民間の検査機関も活用しながら、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導やモニタリング検査などを実施する。

② 黄熱ワクチンの確保(再掲)

1.6億円(1.5億円)

平成28年8月に開催されるリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの旅行者に係る黄熱ワクチンの接種者数を含め、必要なワクチンを確保する。

(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等 11億円(13億円)

① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進

6.9億円(8.5億円)

食中毒の予防や食品中の化学物質の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

4.3億円(4.3億円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

(5) TPPを踏まえた食の安心・安全の確保(再掲) 29億円(28億円)

TPP協定を踏まえ、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応を行うことにより、我が国における食の安全性を確保する。

7 強靱・安全・持続可能な水道の構築【一部新規】

339億円(309億円)

※他省庁計上分を含む

老朽化施設の計画的な更新、簡易水道の統合の推進、水道施設の耐震化の推進等、緊急性・必要性の高い事業について集中的に支援を行えるよう「緊急改善事業（仮称）」を創設し、将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図る。

(参考)【平成 27 年度補正予算案】

○ 水道施設災害復旧事業 8.6億円

大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

○ 水道事業における緊急防災対策 285億円(※)

(※)他省庁計上分を含む

大規模災害においても、安定的に安全な給水が確保できるよう、耐震性が低く、法定耐用年数を超過している水道管路を耐震適合性のある管路に更新するとともに水源水質の変動に適切に対応できる高度浄水施設等の整備を緊急的に行う。

8 生活衛生関係営業の活性化や振興など

36億円(32億円)

中小零細の生活衛生関係事業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、少子・高齢化社会に対応した対策や外国人利用者の受入体制の整備などの取組を支援する。

9 B型肝炎訴訟の給付金などの支給

572億円(572億円)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

(参考)【平成 27 年度補正予算案】

○ B型肝炎訴訟の給付金などの支給 295億円

10 原爆被爆者の援護【一部新規】 1,362億円(1,405億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、広島の高い雨体験者や長崎の被爆体験者の高齢化への対応として、高い雨体験者への個別訪問相談等の実施、被爆体験者への医療費助成対象疾患への認知症の追加などを行うとともに、原爆の惨禍を次世代に伝え、死没者を悼むため、被爆建物の保存について支援を行う。

11 ハンセン病対策の推進【一部新規】 362億円(359億円)

偏見・差別の解消に向けて、ハンセン病問題に関する正しい知識の一層の普及啓発等を進めるため、国立ハンセン病資料館の学芸員を増員するとともに、収蔵庫を新たに整備し、資料館活動の充実を図る。また、ハンセン病療養所の退所者給与金受給者の配偶者等への支援、ハンセン病療養所の入所者に必要な療養の確保、退所者等への社会生活支援策等を着実に実施する。

12 医薬品の広告・販売等に関するルール遵守の徹底【新規】

10百万円

企業による適正な広告活動を確保するため、医療用医薬品を対象として、医療現場の医師・薬剤師に対する企業の販売促進活動の状況を協力医療機関から直接収集・評価等の上、広告違反に該当する行為を早期に発見し、行政指導等の必要な対応を図る。